

# 子育て支援事業について

問い合わせ先

児童福祉課 252-1114

## 幼児2人同乗用自転車 購入費の一部を助成

子育て支援の一環として

子育て家庭の経済的負担の軽減、また、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の普及による市民の交通に関する安全を確保することを目的として、幼児2人同乗用自転車を購入する方に費用の一部を補助する制度です。

### 対象

市内在住で、6歳未満の幼児を2人以上養育しており、本人及び同一世帯の方が市税を滞納していないこと。

### 補助対象となる自転車

市内の販売店で購入する幼児2人同乗用自転車（新品に限る）であって安全基準に適合した、幼児用座席が2つ装備されているもの。

### 補助額

購入金額の2分の1（100円未満の端数切捨て）。ただし、3万円を上限とします。

※購入金額には消費税を含みます。補助対象は、自転車本体及び幼児用座席・幼児用ヘルメットとし、オプション等は含まれません。

### 申請方法

購入後、①領収書原本（店名・品名の記載があるもの）  
②安全基準に適合する自転車であることが確認できるもの。  
③申請書（ホームページ及び児童福祉課に用意してあります。）を児童福祉課まで提出してください。なお、購入日から1年以内に申請してください。

## 育児ママリフレッシュ事業

市内に住所を有する在宅乳児（3か月～1歳未満）を養育する同居の保護者（父母、祖父母）の方が、ヘアサロンなどでのリフレッシュ、冠婚葬祭、通院などで乳児を預けたいときに利用できる、一時的な保育サービスの利用券（12時間分）を発行します。

### 対象者

下野市に住所を有し、保

育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない、生後3か月から1歳未満の健康な乳児を保護している方

### 利用できる施設

あおば保育園  
むつみ保育園  
家庭保育園 はんず園

### 利用方法

利用日の1週間前までに、利用を希望する施設へ直接連絡して予約をとってください。また、利用の際には、利用時間分の券を施設へお渡しください。

なお、1回の利用では、乳児の心身の負担も考慮し最大4時間までになります。

### 申請方法

申請書（ホームページ及び児童福祉課に用意してあります。）に必要事項を記入・押印のうえ、児童福祉課まで申請してください。

## 乳児紙おむつ券給付事業は平成23年3月末日をもって廃止となりました

### 《経過措置》

●対象乳児：平成23年3月末日までに出生等により対

象になった乳児については、平成23年度中は申請できません。

●有効期限：紙おむつ購入券に記載されている期限までにご使用ください。

## 下野市民間保育所設置 運営者を募集します

下野市では、下野市保育園整備計画に基づき、近年増大している様々な保育ニーズに的確に対応するため、認可保育所の設置及び運営を行う事業者を募集します。

### 運営開始時期

平成25年4月1日

### 設置場所

下野市立石橋中学校区

### 応募資格

下野市内及び隣接市町に事務所を有する社会福祉法人または下野市内及び隣接市町に住所を有する社会福祉法人の設立可能な者で、募集要項に記載されたすべての条件に該当する者

### 募集要項・申込書等の配布

児童福祉課窓口で配布しています。市ホームページからダウンロードもできます。

### 質問の受付及び回答

・受付期間 7月14日（木）（土曜・日曜・祝日除く）まで

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

・受付方法 児童福祉課宛て郵送、持参、FAX、Eメールによる

・回答方法 7月21日（木）までにFAXにて、全ての応募法人（者）に回答する。

### 申請書の受付

・受付場所 石橋庁舎1階児童福祉課  
・受付締切 8月1日（月）まで（土曜・日曜・祝日除く）

・受付時間 午前9時～午後4時（午後0時～午後1時を除く）

・提出方法 責任者が直接、児童福祉課へ持参してください。（郵送等不可）

・提出書類 募集要項を参照ください。

